

○令和五年農林水産省告示第六百四十六号(外国人漁業の規制に関する法律施行規則

第二条の農林水産大臣が定める水域及び期間)

(令和五年六月五日)

(農林水産省告示第六百四十六号)

改正 令和 六年 六月 十三日 農林水産省告示 第 一二〇二号  
令和 七年 六月 十三日 同 第 九三三号

外国人漁業の規制に関する法律施行規則(昭和四十二年農林省令五十号)第二条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める水域及び期間を次のように定める。

外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の農林水産大臣が定める水域及び期間は、次の表の上欄に掲げる水域及び当該水域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水域	期間
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域(我が国の排他的経済水域を除く。) イ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度四十六分の点 ロ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度三十五分の点 ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度三十五分の点 ニ 北緯三十四度十分東経百三十八度四十五分の点 ホ 北緯三十四度十分東経百三十八度五十五分の点 へ 北緯三十四度二十七分東経百三十九度十四分の点 ト 北緯三十四度三十二分東経百三十九度十三分の点 チ 北緯三十四度三十四分東経百三十九度十五分の点 リ 北緯三十四度三十四分東経百三十九度二十分の点 ヌ 北緯三十四度四十分東経百三十九度二十分の点 ル 北緯三十四度四十分東経百三十八度五十八分四十秒の点	七月一日から八月の第一日曜日(八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日)までの日曜日、木曜日、金曜日及び土曜日
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(我が国の排他的経済水域を除く。) イ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ 北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ 北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ 北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日(第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日)から八月の第一日曜日(八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日)までの日曜日、金曜日及び土曜日
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(我が国の排他的経済水域を除く。) イ 北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点 ロ 北緯二十四度五分東経百二十二度四十分の点 ハ 北緯二十四度五分東経百二十三度二十分の点 ニ 北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分の点 ホ 北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点	七月の第一土曜日(七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日)から二日間

附則 (令和五年六月五日農林水産省告示第六四六号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (令和六年六月一三日農林水産省告示第一二〇二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (令和七年六月一三日農林水産省告示第九三三号)

この告示は、公布の日から施行する。